

被 処 分 者	認 定 番 号	山口県公安委員会 第 2 4 7 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	代行運転 チャチャチャ海人
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日		令和 8 年 7 月 1 3 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		随伴用自動車の減車及び入替に関する変更の届出義務違反が判明したもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 8 条第 1 項 国家公安委員会関係同法施行規則第 8 条
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会